

教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

川崎市学校運営協議会委員の委嘱・解嘱

学校名	選出区分	委 嘱 【新 委嘱期間】	解 職 【旧 委嘱期間】
川中島小学校	保護者	佐々木 誠 【H30. 4. 10～H31. 3. 31】	丸山 和浩 【H28. 4. 1～H31. 3. 31】
南河原小学校	保護者	牛木 信宏 【H30. 4. 20～H31. 3. 31】	中村敬一郎 【H28. 4. 1～H31. 3. 31】
	保護者	橋本百合子 【H30. 4. 20～H31. 3. 31】	寺内 美春 【H29. 4. 21～H31. 3. 31】

【資料】

「川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」（抜粋）
「川崎市学校運営協議会規則」（抜粋）

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則 (抜粋)

第2条 (委任) 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

- (1) 教育行政の運営に関する基本的な方針及び計画に関すること。
- (2) 教育委員会規則又は訓令の制定及び改廃並びに重要な通達を行うこと。
- (3) 教育予算その他教育事務で議会の議決を経るべき議案について、市長に対し意見の申出を行うこと。
- (4) 学校その他の教育機関の設置及び廃止並びに位置及び名称の変更に関すること。
- (5) 研修、服務その他の人事の一般方針を定めること。
- (6) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- (7) 附属機関を組織する委員の任免、委嘱及び解嘱を行うこと。**
- (8) 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に関するここと。
- (9) 重要な学校その他の教育機関の工事の基本計画の策定に関すること。
- (10) 重要な教育財産の取得及び移管並びに処分について、市長に対し意見の申出を行うこと。
- (11) 重要な教育財産の用途又は目的の変更若しくは廃止に関すること。
- (12) 訴訟、不服申立てその他の争訟に関すること。
- (13) 通学区域の設定又は変更を行うこと。
- (14) 義務教育諸学校を除く市立学校の生徒等の募集の基本方針に関すること。
- (15) 教科用図書の採択を行うこと。
- (16) 文化財の指定及び認定並びに解除に関すること。
- (17) 重要な表彰に関すること。
- (18) 請願及び陳情（以下「請願等」という。）に関すること。
- (19) 公文書の開示請求等に関すること。

第3条 (教育長の臨時代理) 教育長は、緊急やむを得ない事情があるときは、前条各号に規定する事務について、臨時にこれを代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の委員会会議に報告し、その承認を受けなければならない。

川崎市学校運営協議会規則 (抜粋)

第6条(委員の任命) 協議会の委員は次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 当該指定学校の校長
- (4) 当該指定学校の教職員
- (5) 学識経験者
- (6) その他、教育委員会が適当と認める者

2 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

3 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。

第8条(任期) 委員の任期は任命の日の属する年度の翌々年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 第6条第2項により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定学校の指定の期間が満了したとき又はその指定が取り消されたときは、委員はその身分を失う。